

申告に必要なもの

①印鑑	・ 認印でも可（朱肉を付けるもの）
②本人確認書類 + 番号確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード（個人番号カード） 通知カード、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）などから1点 + B 運転免許証、健康保険証、パスポートなどから1点
③収入を証明するもの	・ 源泉徴収票（給与、公的年金等） ・ 営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください ・ 支払調書（配当、原稿料等） ・ 株式等の年間取引報告書
④控除を証明するもの	・ 国民年金保険料の控除証明書 ・ 国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知（令和2年中に支払ったもの） ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・ 障害者手帳 など
⑤その他	・ 本人名義の通帳（口座番号などが分かるもの） ・ 筆記用具、計算機 など

税制改正について（住民税）

詳しくは市民税課ウェブページ
をご覧ください



給与所得控除の改正

- ・ 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされ、その上限額が195万円に引き下げられました。

公的年金等控除の改正

- ・ 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
- ・ 公的年金等の収入金額が1千万円を超える場合の公的年金等控除額について、上限額が設けられました。
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1千万円を超え2千万円以下の場合にはさらに一律10万円、2千万円を超える場合は一律20万円引き下げられました。

基礎控除の改正

- ・ 基礎控除額が一律10万円引き上げられました。
- ・ 合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が減り、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除が適用されないこととされました。

ひとり親控除の創設

ひとり親とは、原則としてその年の12月31日時点で、婚姻をしていないこと、または配偶者の生死が明らかでない一定の人であり、次の要件を全て満たす場合には、「ひとり親控除」が適用されます。（控除額30万円）

- ・ 生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る）を有すること
- ・ 合計所得金額が500万円以下であること